

## 「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」に対する意見

2026年5月22日

日本公認会計士協会

当協会は、このたび2026年4月2日付で公表された「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」について下記のとおり意見を申し上げます。

### 記

#### I 第3部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し（第3 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化の1及び2について）関係

本見直しは、「事業報告等の開示事項と有価証券報告書の開示事項には重複が多い一方で、細目において多くの相違点が存在しており、上場会社においてこれら類似する二つの書類を作成するのに多大な負担が生じているとの指摘」や、「有価証券報告書の総会前開示（有価証券報告書を定時株主総会前に提出することをいう）を促すために有価証券報告書を株主総会の一定期間前に開示した場合における事業報告等の在り方について検討することを求める指摘」を受けたものとされている。<sup>1</sup>

諸外国では多くの場合、日本の有価証券報告書に相当する書類を株主総会前に開示している。我が国においても、本年4月に公表されたコーポレートガバナンス・コードの改訂案の序文において、「有価証券報告書には投資家の意思決定に有用かつ信頼性の高い情報が豊富に含まれているため、有価証券報告書を株主総会前に提出することを、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備の重要な例として原則1-2に記載した。」とされており、「その際、有価証券報告書は株主総会開催日の3週間以上前に提出されることが最も望ましく、選択肢として株主総会の開催時期の後倒しも含めて検討することが考えられる旨も同原則の解釈指針で補足している。」とされている。

日本経済の持続的な成長を実現するためには、それを支える企業が持続的に成長し中長期的に企業価値を創出することが必要である。そのためには、企業が適切な情報開示により、株主・投資家をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話を積み重ねていくことが不可欠である。我が国の企業情報の制度開示は、長きにわたり、会社法と金融商品取引法（以下「金商法」という。）に基づく二元的な開示・監査制度の下にあり、企業や監査人にとって実務負担が大きく、利用者に

<sup>1</sup> 「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」（令和8年4月、法務省民事局参事官室、商事法務No.2419）

とつても情報の理解や比較を難しくしているという課題を抱えている。本中間試案（第3部・第3の1及び2）において示されている事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化（開示書類の一本化及び会計監査の一元化）に関する規律付けが実現すれば、これらの課題を解決する重要な第一歩となる。

当協会は、会計監査を担う公認会計士及び監査法人を会員とする自主規制団体として、本中間試案において上述の規律案が示されたことを歓迎し、法制審議会をはじめとする関係者の議論に敬意を表する。

本意見書は、当協会が会員を対象として実施した「[開示・監査一本化に関する会員向けアンケート調査結果](#)」（2026年4月2日付公表）も踏まえ、本中間試案（第3部・第3の1及び2）において示されている規律案について賛同するとともに、法定開示制度を効果的かつ効率的なものにするための制度設計についての意見を述べるものである。

## 1. 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

### (1) 意見

上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等（計算書類及び事業報告並びに連結計算書類をいう。以下同じ。）の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成することを要せず、また、会計監査人が当該有価証券報告書について金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなすとする規律付けの導入に賛同する。

### (2) 意見の背景（問題意識・課題）

我が国の上場会社における開示制度は、会社法及び金商法という二つの法体系に基づいて構築されている。このため、開示内容や開示時期の異なる複数の開示書類の作成及び監査が求められており、この日本独自の二重構造の下で、開示作成や監査・保証実務が非効率となっている。また、利用者にとっても複数の書類の検討が必要となることから、非効率的な状況となっている。

当協会は、2009年から会社法と金商法に基づく開示・監査の一元化の必要性を提言してきた。今般、これらの考え方が「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（令和8年3月18日）に取り入れられたことは、我が国の開示・監査制度を次の段階へ進める重要な第一歩であり、高く評価し、歓迎するものである。

当協会が2025年12月から2026年1月にかけて実施した会員向けアンケート調査結果においては、以下のとおり回答者の約7割の会員が、会社法改正による開示書類の一本化を支持している。

- ・ 上場会社の監査業務に従事する監査チーム：70.5%
- ・ 社外役員として活動する公認会計士（以下「社外役員」という。）：71.5%
- ・ 組織内で活動する公認会計士（以下「組織内会計士」という。）：70.2%

また、開示書類の一本化及び会計監査の一元化により、監査チームの約8割が「監査の効率化」を、約5割が「企業側における業務効率化や実務負荷の軽減」を期待される効果として挙げている。

今回の規律付けは、全ての上場会社の開示書類の一本化及び会計監査の一元化を求めるものではないが、本規律付けの導入により上場会社の開示及び監査実務が見直され、より効果的かつ効率的な情報提供を通じた株主・投資家との建設的な対話の進展が期待される。

なお、開示書類の合理化の対象が「計算書類及び事業報告並びに連結計算書類」とされており、「附属明細書」の取扱いについては必ずしも明確ではない。開示書類及び会計監査の合理化の実効性を確保する観点から、「附属明細書」についても、開示書類の一本化の対象に含めるべきである。

## 2. 「開示書類の合理化」の規律付けの適用方法

### (1) 意見

1に記載のとおり、事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化の規律付け案には賛同するものの、上場会社の開示制度は、情報の利用者にとっての利便性の確保が重要であり、そのためには会社法制度の開示において企業間の比較可能性が担保されている必要がある。したがって、全ての上場会社に、一本化した開示書類の作成に関する規律付けを強制適用すべきである。ただし、我が国の上場会社の規模は様々であることや実務体制の整備への準備等を踏まえ、制度導入を円滑に進める観点から、一定の経過措置を設けるなど、段階的強制適用を認める制度設計とすることが適切である。

### (2) 意見の背景（問題意識・課題）

開示書類の一本化を企業の選択に委ねる任意適用とした場合、日本の資本市場の中で会社法制度において開示形式が混在し、利用者による企業間の比較可能性が損なわれることとなる。議決権行使や投資判断に資する情報を利用する株主・投資家等の視点に立つと、企業ごとに開示情報が異なれば、分析効率の低下を招き、適時な投資判断が困難となる場合があると考えられる。

他方、我が国の上場会社は現在約3,800社あり、いわゆるスタートアップといわれるステージにある企業からグローバルに活動する大型企業まで様々であり、一斉の規律付けの適用は困難なことも想定される。

当協会が実施したアンケート調査においては、以下のとおり、回答者の過半数が任意適用ではなく、「強制適用」又は「段階的な強制適用」を支持しており、強制適用を支持する理由の主なものとして「比較可能性の担保」が挙げられている。

- ・ 上場会社の監査業務に従事する監査チーム：56.3%
- ・ 社外役員：53.1%
- ・ 組織内会計士：53.7%

### 3. 監査品質の維持のための十分な監査期間の確保

#### (1) 意見

株主や投資家などステークホルダーの有用な意思決定に資するためには、企業情報の信頼性を確保することが不可欠であり、その前提として監査品質の維持が重要である。このため、有価証券報告書の総会前開示（株主総会の3週間以上前）を実現するにあたっては、株主総会の開催時期を後倒しすることにより、十分な監査期間を確保できる制度設計とすることを強く要望する。

具体的には、会社計算規則第130条に基づく会計監査報告の通知期限（原則として、計算書類の全部を受領後、4週間）について、開示書類の一本化に伴う開示分量の増大を踏まえ、十分な監査期間を確保する観点から、当該通知期限を延ばすことを要望する。

#### (2) 意見の背景（問題意識・課題）

信頼できる情報が適切な時期に提供されることは、株主が適切な議決権行使を行う上で不可欠であるとともに、投資家が投資意思決定を行うための重要な前提である。このため監査品質を維持するための十分な監査期間の確保が必要となる。

日本独自の法定開示の二重構造と定時株主総会の開催日程の慣行により、開示書類の作成及び監査・保証実務の負荷が、特定の時期に集中するという課題が常態化している。さらに、昨今はサステナビリティ情報に対する株主・投資家からのニーズの高まりから開示情報はますます増大している。

当協会が実施したアンケート調査においては、現行の会社法会計監査の日程（中央値49日）に関し、以下のような実務上の課題が示されている。

- ・ 監査チームの約8割（83.0%）が負担に感じると回答
- ・ 「少し懸念がある」が多数ではあるものの、監査チームの約7割（72.8%）が懸念があると回答

これらの結果は、現行法制下で一般化している決算日から3か月以内の株主総会開催を前提とした3週間以上前の開示は必ずしも容易ではないことを示しており、株主総会の開催時期を後倒しすることにより十分な監査期間を確保する制度設計が必要である。

なお、法制審議会会社法制部会では、株主総会の開催時期の後倒しに関する実務上の課題を克服しうる見直しについて議論されたが、短期的な会社法制の見直しにより課題を克服することは困難であるとの結論に至ったとされている。この点、当協会としては、株主総会の後倒しによる十分な監査期間の確保を可能とする制度設計を要望する。

### 4. 開示項目の削減による開示書類の簡素化

#### (1) 意見

現状、事業報告等の開示事項と有価証券報告書の開示事項には重複が多い一方で、細目において多くの相違点が存在しており、上場会社においてこれら類似する二つの書類を作成するのに多大な負担が生じているとの指摘がある。開示の一本化の改正を行う際には、必要な情報

の特定を行い、開示項目を削減することにより、開示書類作成の負担を軽減することで、効果的かつ効率的な開示を実現すべきである。

## (2) 意見の背景（問題意識・課題）

近年、上場会社に求められる情報開示は、サステナビリティ情報をはじめとして増加の一途を辿っている。このような状況の下で、開示書類の一本化は、会社法と金商法に基づく開示書類を単に物理的に統合することにとどまるべきではなく、真に必要とする情報について改めて検討する機会とすべきである。

当協会が実施したアンケート調査においても、「有価証券報告書の総会前開示の実効性を高めるためには、開示書類や開示項目の簡素化が不可欠である」との声が寄せられている。

## 5. その他（一本化書類としての有価証券報告書の承認プロセス）

一本化後の有価証券報告書は、事業報告等に代わる法定開示書類となるため、会社法上の各機関の責任範囲を明確にすることが不可欠である。具体的には、有価証券報告書に対する取締役会の承認範囲や、監査役等（※）の監査報告の対象範囲、株主総会における承認・報告事項としての位置付けを明確化すべきである。

※監査役設置会社における監査役及び監査役会、監査等委員会設置会社における監査等委員会、並びに指名委員会等設置会社における監査委員会をいう。

## II 第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し（第1 株式の無償交付の対象範囲の見直しの2について）関係

### 1. 現物出資構成について

#### (1) 意見

2. その他の検討事項(1)現物出資構成における【B案】「現物出資構成についても、株式の無償交付の具体的な枠組みの規律を及ぼす」を採用することを要望する。その上で、無償交付における株式の発行により資本金及び準備金として計上すべき額に関する規律を、現物出資構成にも適用することを要望する。

#### (2) 意見の背景（問題意識・課題）

無償交付と現物出資構成では、職務執行の対価としては類似の性質を持つ取引と考えられ、会社に提供した役務の対価として当該会社の株式の交付を受けることができる権利を付与する点では同様の経済実態を有すると考えられる。無償交付において議論されている有利発行の問題や新株発行に伴う希釈化の問題は、現物出資構成でも同様に存在すると考えられ、同様の規律を適用する【B案】を採用することが望ましいと考える。

また、会社法第199条第1項の募集に係る新株の発行又は自己株式の処分をしようとするときは、その都度、募集株式の払込金額又はその算定方法を定めなければならないこととされており、現物出資構成においては、報酬支払請求権を現物出資財産として給付させることによって株式を交付することが採られている。

このような現物出資構成において、新株の発行により計上すべき資本金又は資本準備金の

額は、原則として、新株の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額を基礎として計算される(会社法第 445 条第 1 項から第 3 項まで)。その結果、新株の発行時点で、報酬支払請求権の額の資本金又は資本準備金が計上されることになる。

一方で、無償交付の場合は、会社計算規則第 42 条の 2 及び第 42 条の 3 及び企業会計基準委員会実務対応報告第 41 号「取締役等の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」(以下「実務対応報告第 41 号」という。)に従って資本金又は資本準備金が計上されることになるが、当該計上額及び計上時期は現物出資構成の場合と異なっている。

このように、資本金又は資本準備金に関する会社法上の規律についても、無償交付と現物出資構成で異なるが、上述のとおり、両者は同様の経済実態を有するため、資本金及び資本準備金の計上金額及び計上時期についても、同様の規律とすることが適切であると考えられる。

この点、会計処理の観点で、実務対応報告第 41 号第 26 項では、現物出資構成については適用されないとした上で、両者には法的な性質が異なる点があり、法的な性質に起因する会計処理については異なる会計処理になるとされている。また、公益財団法人財務会計基準機構の基準諮問会議(現在の企業会計基準諮問会議)第 44 回及び第 45 回の審議資料においても、両者の会社法上の取扱いの相違点が分析された上で、当該取扱いの相違に起因して、両者の会計処理を整合させることは困難であるとされている。

そのため、両者の会計処理を整合させる観点でも、無償交付における株式の発行により資本金及び準備金として計上すべき額に関する規律を、現物出資構成にも適用することを要望するものである。

以 上